令和８年度　北海道池田町地域おこし協力隊　募集要項
（陶芸伝承推進員）

池田町は、北海道十勝平野の中央やや東寄りに位置し、人口約6,000人が暮らすのどかな町です。「十勝晴れ」と呼ばれる爽やかな晴天に恵まれる日が多く、年間２千時間を超える日照時間は北海道一を誇ります。夏は30℃を超え、冬は積雪が少ないものの、氷点下20℃を下回る日もあり、その寒暖差が大きい気象条件も特徴の一つです。基幹産業は農業で、小麦や豆類、てん菜、じゃがいも等の畑作物を中心に、玉ねぎ、長芋等の野菜類、肉牛飼養、酪農もあり、それらを組み合わせた複合経営が主体です。

また、農業振興の一環として始めたブドウ・ワインづくりは、昭和38年（1963年）に全国初の自治体ワイナリーとして「十勝ワイン」製造を開始し、中世の古城を想わせる通称「ワイン城」は、北海道でも主要な観光スポットの一つとなっています。

高齢化率の増加が著しい本町においては、約50年前の昭和47年から“高齢者の生きがいづくり”を目的に「いきがい焼き（陶芸通所事業)」がはじまり、現在では町内の60歳以上の方を対象に約20名が通われており、高齢者の認知症予防や仲間づくりの場としての役割も担っています。通所者の皆さんにとっては、自身の手がけた商品を買ってもらえることで“社会に必要と思われている”“役に立っている”といった「いきがい」を感じられる事業です。一点ずつ心を込めて作っていることで、温かみのある柔らかな作品が多く、どれもが異なる個性を持っており、「いきがい焼き」は本町の重要な特産物の一つとなっています。

一方で、現在「いきがい焼き」の指導や施設運営などの事業全般を担っている指導員の高齢化が進んでおり、今後の事業継続・発展を図るため後継者【地域おこし協力隊（陶芸伝承推進員)】を募集するものです。

１．募集内容

池田町地域おこし協力隊　陶芸伝承推進員　１名

２．業務・活動内容

（１）基本業務

①いきがいセンターの施設及び敷地の維持管理業務
②陶芸通所事業の運営及び高齢者への陶芸指導業務
③その他の高齢者福祉等の町の活動や活性化に資することができる業務

※その他、地域おこし協力隊の隊員と協力し行う活動もあります。

（２）定住に向けた活動

地域おこし協力隊活動期間終了後の本町内への定住に向け、起業・事業継承、就業等に繋がる活動
（地域住民の理解のもとに行われる地域の活性化に繋がる活動に限ります。）

３．応募条件

（１）申し込み時点で、三大都市圏または地方都市等（過疎法等に定める過疎地域等以外）に在住し、採用後に、池田町に住民票を異動し、居住できる方
※ 採用決定前に池田町へ転入した場合、応募資格がなくなりますので、ご注意下さい。
（２）心身ともに健康であり、過疎地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる方
（３）地方公務員法に規定する欠格事項に該当しない方
（４）普通自動車運転免許証を有している方
（５）パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の一般的な操作ができる方

（６）私用の自家用車を用意できる方（長距離移動や作業使用車両等は別途用意します。）
（７）地域のコミュニティ活動に理解があり、新しいことにチャレンジする意欲のある方
（８）施設管理に係る芝刈りおよび除雪作業、並びに陶芸原料の製作に伴う力仕事をこなせる方
（９）任期終了後、本町内に定住し、起業、事業継承、就業等を行う意向を持つ方

４．活動地域等（勤務地）
主に池田町内で活動することになりますが、他市町村での研修等に参加する場合があります。
勤務先は、池田町役場福祉課及び池田町いきがいセンターになります。

５．任期・身分
（１）任期
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
ただし、業務・活動状況等の評価を行い、最長３年まで更新の可能性があります。
※ 都合により４月２日以降の日からの任用を希望される場合、相談に応じます。
（２）身分
地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員
（第１号会計年度任用職員）
※ 地方公務員法の規定により、営利企業への従事等の制限の対象外となります。

６．勤務日及び勤務時間
（１）勤　務　日　月曜日から金曜日までの５日間（休日を除く）
（２）勤 務 時 間　午前８時から午後４時１５分まで（休憩１時間）
（３）休　　日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
（４）年次有給休暇　年間１２日間（４月１日任用の場合）
（５）特別休暇等　本町の会計年度任用職員の諸規定等による
（６）そ　の　他　勤務日、勤務時間、休日の割り振りを変更する場合があります。

７．報酬・福利厚生等
（１）報　酬　等　月額 243,412 円（健康保険料、雇用保険料等の本人負担分を含みます。）
期末手当、勤勉手当、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、特殊勤務報酬等は、別途支給します。
※ 期末手当・勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（基準日）在職者（任期の定めが 6 月以上ものに限ります。）に対し、基準日以前 6 か月以内の期間における在職期間に応じ、支給割合が変動します。

（２）保　険　等　共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、非常勤職員公務災害補償保険へ加入します。
（３）住　居　費　町が借り上げ、費用を負担します。（転居費用、日常生活用品、光熱水費等及び燃料費等は自己負担となります。）
（４）活動用車両　私用車を町が借り上げます。（月額 5,000 円）

８．応募手続き等
（１）応募期間
令和７年１２月２６日（金）～令和８年１月２６日（月）午後５時まで（必着とします。）

（２）提出書類

ア）公共職業安定所（ハローワーク）の紹介状

イ）池田町地域おこし協力隊応募用紙

ウ）履歴書（既成様式で可、写真添付のこと。）

エ）住民票（抄本）（本籍不要のもの。発行日から３か月以内のものとし写しでも可。）

オ）活動目標レポート（様式任意、手書き・文書作成ソフト等を問わず。）

※前記「２．業務・活動内容」に関連する地域の課題に係るテーマを特定（複数でも可）したうえで、自らの知識及び経験等を踏まえ、どのように考え、また、地域活動に関する考え及び高齢者生きがい創出についてのどう取り組むかについて、１，５００～２，０００字程度にまとめて下さい。

（３）提出（問合せ）先

〒083-8650　北海道中川郡池田町字西１条７丁目

池田町役場　総務課　職員係　（問合せ：地域振興課　地域振興係）

TEL：015-572-3111(問合せ：572-3218)　FAX：015-572-5158

Email：chiiki@town.hokkaido-ikeda.lg.jp

９．応募に関する質問

（１）募集に関する質問は、郵送、ファックス、電子メールで受け付けます。（質問書の様式等は問いません。）なお、電話での質問は受け付けませんので、ご了承下さい。

（２）質問に対する回答は、質問者に、郵送、ファックス、電子メールで回答しますので、希望する連絡方法及び連絡先を必ず記載して下さい。

10．選考

（１）第１次選考

書類選考の上、結果を令和８年１月３０日（金）までに応募者全員に電話または電子メールにて連絡するとともに、別途文書により通知します。

（２）第２次選考

第１次選考合格者を対象に、池田町内において面接選考を実施します。但し、遠距離のため来町することが困難な場合は、Zoom アプリを活用した Web 会議方式で実施する場合もあります。

開催日時等は、第１次選考結果とともに、電話または電子メールにて連絡するとともに、文書で通知します。

注１　応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。なお、第２次選考を現地（北海道池田町）で実施する場合は、現地までの旅費等は応募者の負担となります。

注２　応募資格がないこと、応募に係る提出書類に事実と異なる記載等があったときは、選考結果を取り消す場合があります。

（３）選考結果

最終選考結果は、文書及び電話または電子メールで通知・連絡します。